

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金管理システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部政策企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金の給付対象者情報を正確かつ効率的に管理するため	
記録項目	1氏名(通称名を含む。)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5個人番号、6性別、7申請書整理番号、8電話番号、9世帯番号、10続柄、11異動事由、12異動日、13異動届出日、14住民日、15住民日届出、16住定日、17住定届出日、18転出先、19申請書発送日、20申請書回答日、21申請書回答区分、22申請書再発行日、23勸奨通知、24支給判定日、25振込予定日、26申請方法、27申請単位支払金額、28支給金額、29口座情報(口座名義、金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、銀行コード、支店コード)、30不能フラグ、31進捗状況、32代理人氏名、33申請・受給者との関係、34代理委任区分、35代理人住所、36代理人電話番号、37住民区分、38外国人番号、39在留資格、40在留期間、41在留終期、42メモ	
記録範囲	特別定額給付金の給付対象者	
記録情報の収集方法	住民記録台帳および特別定額給付金受給権者からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税ポータルサイト寄附申込者データ	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部ふるさと納税対策担当課	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税ポータルサイトにより申込みをした区への寄附者や寄附内容等の情報を把握し、管理するために利用する。	
記録項目	1 寄附番号、2 寄附金額、3 決済日、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 決済方法、8 希望使途、9 書類等発送先住所、10 申込日時、11 返礼品情報、12 ワンストップ特例申請希望の有無、13 生年月日(ワンストップ特例申請希望者のみ)、14 メールアドレス	
記録範囲	ふるさと納税ポータルサイトにより寄附の申込をした者	
記録情報の収集方法	ふるさと納税ポータルサイトからの申込による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	ワンストップ特例申請者データ	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部ふるさと納税対策担当課	
個人情報ファイルの利用目的	寄附金控除に係るワンストップ特例申請を受け付けた者の情報を管理するとともに、eLTAX(地方税ポータルシステム)を活用した寄附者居住地への申請情報送付のために利用する。	
記録項目	1 寄附年、2 住所、3 氏名、4 個人番号、5 生年月日、6 電話番号、7 寄附金額、8 回送先自治体	
記録範囲	寄附金控除に係るワンストップ特例申請をした者	
記録情報の収集方法	寄附金控除に係るワンストップ特例申請書の受付による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	登録調査員台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部政策研究・調査課	
個人情報ファイルの利用目的	基幹統計調査に従事する登録調査員の連絡先や調査従事歴等を管理する。	
記録項目	1調査員番号、2登録年月日、3氏名、4フリガナ、5出張所、6町会、7郵便番号、8住所、9方書、10携帯電話番号、11自宅電話番号、12FAX番号、13生年月日、14年齢、15性別、16交通手段、17調査経験、18調査員区分、19職業、20有効期限、21勤務先名、22勤務期間、23銀行口座情報、24特記事項(連絡する際の注意点等)	
記録範囲	世田谷区統計調査員希望者登録申込書を提出し、登録調査員として認められた者	
記録情報の収集方法	登録調査員となることを希望する者からの申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	表彰受賞者一覧	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部政策研究・調査課	
個人情報ファイルの利用目的	基幹統計調査に従事しすでに表彰を受けた者の名簿を作成し、今後の推薦者選定時に参照する。	
記録項目	1登録番号、2氏名、3フリガナ、4生年月日、5調査に従事した年度と回数、6表彰された年度、7表彰された種類	
記録範囲	基幹統計調査に従事し、国等から表彰された者	
記録情報の収集方法	表彰対象者に選定され、表彰実施機関からの決定通知の受領による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区民の声システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部広報広聴課	
個人情報ファイルの利用目的	区民等から区への意見・要望を聴き、区政への反映を図るために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4電話番号、5年齢、6ファックス番号、7メールアドレス、8意見・要望	
記録範囲	区に意見・要望を申し出る者	
記録情報の収集方法	区民等からの意見・要望の申し出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	入退室管理システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	DX推進担当部DX推進担当課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区事務センターの各室等の入退室を管理するために使用する。	
記録項目	1氏名、2所属、3利用者ID、4静脈データ	
記録範囲	静脈認証方式による入退室管理システムへの登録が許可され、入退室システム登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請書に基づきシステムに登録する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区制90周年記念表彰台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区制施行90周年記念表彰要綱に基づく推薦事務の運営及び管理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号(FAX番号)、4生年月日及び年齢、5管轄のまちづくりセンター、6所属団体等の名称、7所属団体における肩書、8在職年数、9功労内容、10表彰の可否、11記念式典への出欠	
記録範囲	表彰に対して推薦された者	
記録情報の収集方法	推薦名簿による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区制85周年記念表彰台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区制施行85周年記念表彰要綱に基づく推薦事務の運営及び管理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号(FAX番号)、4生年月日及び年齢、5管轄のまちづくりセンター、6所属団体等の名称、7所属団体における肩書、8在職年数、9功労内容、10表彰の可否、11記念式典への出欠	
記録範囲	表彰に対して推薦された者	
記録情報の収集方法	推薦名簿による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区制80周年記念表彰台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区制施行80周年記念表彰要綱に基づく推薦事務の運営及び管理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号(FAX番号)、4生年月日及び年齢、5管轄のまちづくりセンター、6所属団体等の名称、7所属団体における肩書、8在職年数、9功労内容、10表彰の可否、11記念式典への出欠	
記録範囲	表彰に対して推薦された者	
記録情報の収集方法	推薦名簿による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	情報開示請求システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部区政情報課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区情報公開条例に基づく行政情報開示請求、世田谷区個人情報保護条例(令和5年4月改正前)に基づく個人情報等開示請求及び個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報開示請求の進捗管理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2請求に係る保有個人情報の内容、3請求に対する決定の内容	
記録範囲	開示請求書を提出した者	
記録情報の収集方法	開示請求を行う者からの請求書の提出及び請求に係る対象情報を保有する課からの対象情報の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	オンライン研修システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部研修担当課	
個人情報ファイルの利用目的	オンライン研修システムで研修受講及び研修受講状況の確認を行うため	
記録項目	1ID(職員番号)、2パスワード、3研修アンケート	
記録範囲	オンライン研修を受講する研修生	
記録情報の収集方法	研修対象者名簿による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託先(株式会社テクノカルチャー)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者支援ファイル(警察・消防提供用)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	危機管理部災害対策課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者や障害者等、災害時に援護を必要とする災害要援護者の名簿を作成し、支援に役立てる。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7世帯主名、8健康状態、9障害の有無及び程度、10居住状況、11介護支援事業者名、12施設入居情報、13介護保険被保険者番号、14外部提供の可否	
記録範囲	介護保険被保険者、身体障害者、知的障害者等のうち必要と認められた者	
記録情報の収集方法	本人からの申し出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	世田谷区内 警察署及び消防署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	軽自動車税(種別割)賦課及び徴収管理ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税(種別割)の賦課及び督促・催告の発付を管理するために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5国籍、6本籍、7世帯主との続柄、8親族関係、9電話番号、10車両の定置場、11個人番号、12外国人登録番号、13入出国期間、14死亡年月日、15在留資格、16転出先、17転出日、18外国人通称名、19収入、20財産状態、21納税額等、22公的扶助の受給の有無、23車両番号又は標識番号、24車台番号、25登録年月日、26廃車年月日、27勤務先電話番号、28障害の有無及び程度、29運転免許、30家庭状況、31居住状況	
記録範囲	軽自動車税(種別割)の賦課対象車両の主たる定置場を世田谷区内に置く車両の所有者または使用者	
記録情報の収集方法	本人からの収集又は地方税法に基づく収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	特別区民税・都民税 資料及び賦課ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税資料に基づき特別区民税・都民税の適切な賦課及び通知を行い、課税台帳として管理するため	
記録項目	1住所、2氏名、3生年月日、4死亡年月日、5性別、6続柄、7宛名番号、8個人番号、9納税者番号、10口座情報、11生活扶助情報、12支払者情報(所在地、名称等)、13収入情報(営業、配当、給与、年金等)、14所得情報(営業、配当、給与、年金等)、15所得控除情報(社会保険料、ひとり親、障害者、扶養等)、16賦課額、17収納額、18税額控除(配当、住宅ローン、寄附金等)、19差引税額、20課税理由	
記録範囲	特別区民税・都民税の賦課に係る課税資料の提出者	
記録情報の収集方法	給与・年金支払報告書及び区民税申告書・確定申告書等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	情報提供ネットワークシステム接続機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)賦課及び収納・滞納管理ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の賦課及び収納・滞納情報を管理するために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6携帯電話番号、7本籍、8戸籍的事項、9国籍、10宛名番号(整理番号)、11世帯番号、12個人番号、13納税義務者番号、14勤務先に関する情報(勤務先住所、電話番号等)、15経済状況、16社会的地位、17心身の状況、18居住状況、19保険料納付状況、20口座に関する情報(金融機関名、支店名、口座番号等の個人の口座に係る情報の全て、公金受取口座含む。)、21賦課情報、22課税理由、23調定額、24収納額、25滞納額、26折衝記録、27差押財産、28過誤納額、29還付額、30軽自動車車種、31標識番号、32標識記号、33車両番号、34契約保険に関する情報(契約保険の種類、保険金額等、個人の保険に係る情報の全て)、35貸付に関する情報(証書の貸付残高、担保の有無等、個人の貸付に関する全ての情報)、36メールアドレス	
記録範囲	特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の賦課及び徴収の対象者及び滞納者、軽自動車税賦課対象車両の主たる定置場を世田谷区内におく車両の所有者又は使用者	
記録情報の収集方法	本人からの収集又は地方税法及び国税徴収法の規定に基づく収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	私法上の債権の整理・回収に係る管理ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	私法上の債権(奨学資金貸付金、区営住宅使用料、学校給食費)の整理・回収を弁護士に委任するため。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6戸籍的事項(本籍、筆頭者、続柄等、個人に係る戸籍事項全て)、7親族関係、8電話番号、9債権の名称、10滞納額、11滞納月数、12連帯保証人氏名、13連帯保証人との関係、14経済状況、15収入状況、16家庭状況、17居住状況、18返済能力等の状況、19訴訟提起に関する情報(訴状、調書等の写し)	
記録範囲	奨学資金貸付金:債務者、親族、連帯保証人、区営住宅使用料:債務者、連帯保証人、学校給食費:児童及び生徒、債務者である保護者	
記録情報の収集方法	関係所管課より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	納税貯蓄組合名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	納税貯蓄組合法に基づいて、納税のためあらかじめ貯蓄を行い、納税を容易にかつ、確実に実行することを目的にした法定の団体の連合会に対し、その健全な発達を図るため補助金を交付する。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	一定の地域、各種同業者団体、勤務先、金融機関の窓口(窓口組合)等を単位に、任意に組織された組合に加入している個人	
記録情報の収集方法	本人から収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	備品管理	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計室会計課	
個人情報ファイルの利用目的	備品の履歴管理	
記録項目	1氏名、2住所	
記録範囲	備品を寄附した者	
記録情報の収集方法	寄附申出書による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	相手方登録管理	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計室会計課	
個人情報ファイルの利用目的	公金の適正な支払い	
記録項目	1氏名、2住所、3口座情報、4電話番号	
記録範囲	支払いの相手方のうち個人	
記録情報の収集方法	口座振込依頼書兼登録申請書及びこれに準ずる書類による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	名刺管理サービス	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営部官民連携・行政手法改革担当課	
個人情報ファイルの利用目的	名刺管理サービス導入により名刺管理をデジタル化し、各所管の庁外とのつながりを全庁的に共有することが、区が外部とさらに連携を広げる観点から有効であるか検証するため。	
記録項目	1 名刺情報(企業名、氏名、部署、役職、電話番号、メールアドレス)、2 折衝記録	
記録範囲	受領した名刺に記載されている者	
記録情報の収集方法	打合せ時等に行う名刺交換による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	